



2-1-① 男女共同参画の推進

目 的

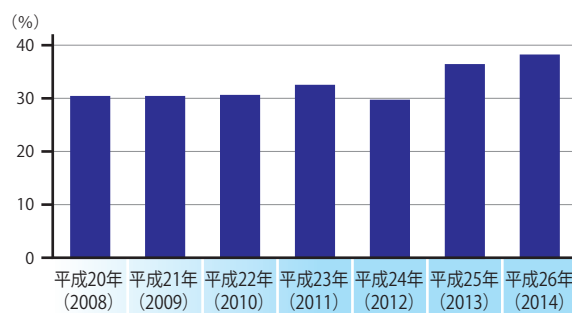
女性も男性も、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会の形成を推進します。

現 状

人口減少、少子・超高齢社会の到来、それに伴う労働力人口の減少、そして共働き世帯の増加など社会経済情勢が大きく変化しています。こうした変化に対応し都市の活力を維持していくためには、男女が共に参画し、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が不可欠です。

本市では、男女共同参画社会基本法に基づき、たかまつ男女共同参画プランを策定し、各種の施策を総合的かつ計画的に推進しているところですが、人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた、固定的性別役割分担意識は、社会全体において、依然として根強く残っており、男女共同参画社会の形成を阻む大きな要因となっています。

特に、働く場においては、固定的性別役割分担意識を背景に、男性正社員を前提とした長時間労働や女性の非正規雇用などを特徴とする従来型の働き方が依然として根付いており、女性の力が十分に活用されていないことから、女性が活躍できる社会環境の整備に向けた一層の取組が求められています。



高松市の審議会等における女性委員の割合

課 題

● 固定的性別役割分担意識は、社会の様々な場面・分野で男女の行動を制約し、個人の個性と能力の発揮を妨げる背景となっており、男女共同参画についての意識づくりを促し、その定着と浸透を図ることが必要です。

● 長時間労働を前提とした労働慣行等から、仕事と生活の両立ができずに就業継続やキャリアアップを諦める女性も多いことから、働くことを希望する女性が、その希望に応じた働き方を実現できるように取り組んでいくことが必要です。

取組方針

1 男女共同参画の意識づくり

男女共同参画社会づくりに向けての意識の醸成を図るため、男女共同参画週間行事や男女共同参画市民フェスティバルの開催など、様々な機会を通して意識啓発を行います。

また、男女共同参画センターを拠点として、男女共同参画に関する情報提供や相談事業を実施するほか、あらゆる世代の男女を対象にした男女共同参画に関する学習機会を提供します。



男女共同参画推進シンポジウム



男女共同参画市民フェスティバル・パネル展

2 女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進

女性の職業生活における活躍を推進するため、女性の就労等をサポートする相談機能の充実を図るとともに、企業等における女性活躍の取組を促進します。

また、長時間労働の是正等による働き方改革や、保育環境の整備を始めとする職業生活と家庭生活との両立のために必要な環境整備を図ることなどにより、ワーク・ライフ・バランスを推進します。

成果指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値	
			(平成31年度)	(平成35年度)
審議会等における女性委員の割合	本市審議会等における女性委員の割合	38.0 %	42.0 %	44.0 %
事業所における女性従業員の割合	市内事業所における女性従業員の割合（アンケート調査※）	30.8 %	50.0 %	50.0 %
男性の育児休業者がいた事業所の割合	1年間に男性の育児休業者がいた市内事業所の割合（アンケート調査※）	2.3 % (H27調査)	4.3 %	6.3 %

※アンケート調査…中小企業者・小規模事業者を対象に実施。



2-2-① 学校教育の充実

目的

子どもたちの確かな学力と、豊かな心と体を育成するとともに、教員の資質の向上と教育指導体制を充実させます。

現状

教育を取り巻く環境が大きく変化している中、本市では、少人数学級編制や特別支援教育、英語教育の推進や充実など、子どもたちの学力向上に取り組んできました。

また、学校現場での問題行動の未然防止、早期対応を図るため、スクールソーシャルワーカー、ハートアドバイザーの配置や適応指導教室の運営、体験活動や環境学習を通じた豊かな感性の醸成など、子どもたちの心身の健康保持に取り組んでいます。

また、子どもたち一人一人の特性に合わせた教育を推進するため、教職員の経験年数に応じ

た研修を充実させるなど、教員の資質の向上と教育指導体制の充実に取り組んでいます。



豊かな心と体を育てる「スマイルあいさつ運動」

課題

- 学習状況調査等の結果において、「思考力・判断力・表現力」に課題が見られるため、自分の考えや思考過程を表現する力を身に付けていく必要があります。
- 体力・運動能力調査の結果において、「筋力・持久力」に課題がみられるため、運動習慣の改善に取り組み、子どもの体力向上を図る必要があります。
- 子どもたちの学力の二極化やいじめ・不登校の問題、教員の資質向上などに課題があります。
- 各種学校支援員等の有為な人材確保を計画的に進めていく必要があります。

取組方針

1 確かな学力の育成

知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や総合的な学力向上を図るため、学習指導要領の趣旨に沿った教育課程の編成や少人数学級の推進、学校ニーズに応じた特別支援教育支援員・サポーター、英語指導補助員、理科教育支援員等を配置するなど、きめ細かな指導に取り組むとともに、特別な支援を必要とする子どもたちの教育や指導を充実させます。

また、自主と自立による自由の精神を備えた人間を育成するため、高等学校教育の充実などにより、確かな学力の育成に取り組めます。



支援員等を活用したきめ細かな学習指導

2 豊かな心と体を育てる教育の推進

自他を尊重して関わり合う力や目標に向かって粘り強くやり抜く力、豊かな人間性や社会性等を育むため、道徳教育、人権教育などを充実します。

また、生徒指導上の諸問題の解消と未然防止や不登校の子どもへの支援を行うとともに、ふるさと教育を推進します。

また、家庭や地域と連携して、体力の向上、食育の推進と心身の健康づくり等に取り組む、豊かな心と体を育てる教育の推進を図ります。



子どもの体力向上

3 教員の資質向上と教育指導体制の充実

これからの社会で求められる教育の展開や学校現場の諸課題へ対応するため、教員に対する研修を充実させるほか、学校評価の推進による学校運営の自立的・継続的な改善に取り組めます。

また、市費講師等の配置などによる教育指導体制の充実に取り組むとともに、地域住民・保護者と協働して、開かれた信頼される学校づくりに向け、教員の資質向上と教育指導体制の充実に取り組めます。

成果指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値	
			(平成31年度)	(平成35年度)
学校評価平均評価得点(確かな学力の育成に関すること)	各校の評価得点(最高値4点、最低値1点)の平均点	3.16点	3.2点	3.5点
学校評価平均評価得点(体力・運動能力の育成に関すること)	各校の評価得点(最高値4点、最低値1点)の平均点	—	3.2点	3.5点



2-2- ②

学校教育環境の整備

目 的

子どもたちが、学校において、安全・安心に、健康的で、快適に学習・生活できる教育環境を整備します。

現 状

少子・超高齢社会の到来に伴う子どもの数の減少や学校施設が老朽化していく中、良好な学校教育環境を維持するため、これまで新設統合校の整備、学校施設の耐震化、校舎等増・改築事業、普通教室等への空調機設置などの学校教育施設の整備に取り組んできました。

また、文部科学省の定める学校図書館図書標準100%を全小・中学校において維持し、中学校の図書館には新聞を配置するなど、学校図書館図書の更なる充実に取り組んでいます。

また、情報教育支援や経済的理由等により教育を受けることが困難な子どもへの支援の充実

に取り組むなど、総合的な学校教育環境の充実を目指し、各種事業に取り組んでいます。



塩江小・中学校

課 題

- 学校施設について、維持管理コストを抑えながら、良好な教育環境を維持するため、計画的かつ効果的な老朽化対策が必要です。
- 学校給食調理場について、施設の老朽化や衛生管理の強化に対応するため、計画的な整備が必要です。

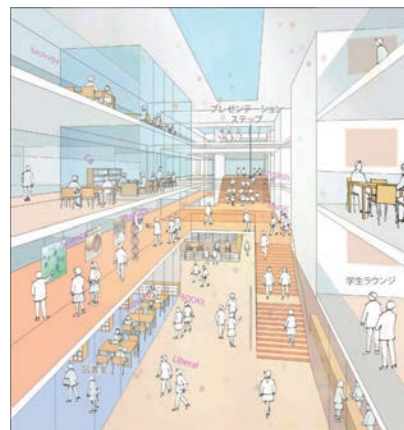
- 分かりやすい授業に向け、ＩＣＴ機器を積極的に活用するため、情報教育支援体制の充実に取り組む必要があります。

取組方針

1 学校教育施設の整備

学校施設について、維持管理コストを抑えながら長寿命化を図り、良好な教育環境を維持するため、学校施設整備計画（仮称）を策定するほか、高松第一高等学校校舎等の全面改築を行うなど、総合的な学校施設整備に取り組みます。

また、新しい学校給食センターの建設に取り組むとともに、給食調理場の計画的な整備に取り組みます。



高松第一高等学校新校舎イメージ

2 教育機能と就学支援の充実

ＩＣＴ機器の積極的活用や教員が子どもと触れ合う時間、教材研究の時間の確保に取り組みます。

また、就学について希望者のニーズに応じた各種支援を効果的に周知し、充実させていきます。



タブレット型端末で学習する子ども

成果指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値	
			(平成31年度)	(平成35年度)
学校施設長寿命化整備の進捗率	学校施設整備計画（仮称）に基づく平成35年度末の長寿命化整備工事計画棟数を100とした場合の進捗率	—	15.0 %	100.0 %
教育用ＰＣのうち、タブレット端末の配置割合	教育用ＰＣのうち（ＰＣ教室除く）、タブレット端末の配置割合	11.2 %	30.0 %	50.0 %



2-2-③ 子どもの安全確保

目的

学校・家庭・地域及び関係機関が連携し、子どもたちを事件、事故、災害等から守ります。

現状

子どもが被害に遭う事件や事故など、子どもの安全が脅かされる事案が多く報告されており、子どもの安全を確保するための対策が求められています。

本市では、子どもたちを事件や事故、犯罪から守り、子どもの安全確保を図るため、スクールガード・リーダーを市立認定こども園・幼稚園・小学校に派遣するほか、不審者情報メールの配信、学校安全についての教員研修や子どもに関する相談体制の充実に取り組んでおり、学校・家庭・地域及び関係機関が一体となった取組を進めています。



地域安全パトロール



スクールガード・リーダー

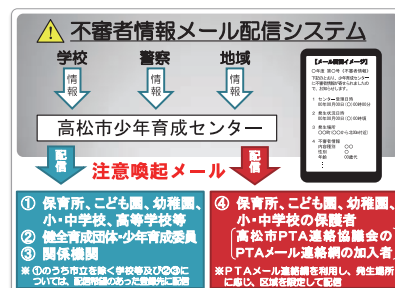
課題

- 子どもたちを事件・事故・災害等から守るため、学校・家庭・地域及び関係機関の連携を強化していく必要があります。
- 不審者情報について、より多くの健全育成に携わる地域住民・団体及び関係機関等にメールが届くよう、配信先の拡大が必要です。

取組方針

1 子どもの安全対策の推進

市立認定こども園・幼稚園・小学校へのスクールガード・リーダーの派遣や不審者情報メールの配信、子どもに関する相談体制を充実させるとともに、学校・家庭・地域及び関係機関の連携を強化し、効果的な子どもの安全確保に取り組めます。



不審者情報メール配信システム

2 子どもの交通安全対策の推進

子どもたちを交通事故の危険から守ることを目的として、学校・家庭・地域及び関係機関の連携を強化し、通学路の安全確保に向けた取組を継続的に推進することにより、効果的な交通安全に取り組めます。



交通安全教室

成果指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値	
			(平成31年度)	(平成35年度)
子ども人口千人当たりの不審者情報メール配信先件数	15歳未満の子ども人口千人当たりの不審者情報メールを配信した相手先の件数	7.6 件	8.4 件	9.1 件
通学路合同点検計画における達成率	高松市通学路交通安全プログラムにおける通学路合同点検の計画目標値に対する達成割合	64.0 %	84.0 %	100.0 %



2-2-④

青少年の健全育成

目 的

青少年の健やかな成長に必要な支援環境の充実を図ります。

現 状

子どもたちの自立した大人への成長を支えるためには、成長段階に応じた多様な学習機会の提供が求められます。

このようなことから、子どもへの自然体験等の学習活動の機会を提供するほか、子ども会活動の活性化と加入率の向上のため、各種研修会を始め、スポーツ大会等のイベントを開催しています。

また、青少年の非行防止のため、関係団体とも連携し、補導活動や相談体制の充実、白ポストの設置による有害図書の回収など、総合的な対策を行っています。

一方、インターネットが身近になったことによる新たなトラブルが増加しています。



フットベースボール大会

課 題

- 減少傾向にある子ども会の加入率を向上させ、子ども会活動を中心とした、子どもの健全育成活動を推進する必要があります。
- 青少年の健全な成長のため、学校、家庭、地域及び関係機関が一体となって非行の未然防止に取り組む必要があります。
- インターネットの利用に関し、子どもが加害者にも被害者にもなるトラブルが多発していることから、それらの防止対策が必要です。

取組方針

1 子どもの体験活動の充実

子どもたちの創造性や積極性、社会性を養うため、関係団体と連携し、日常では体験できない活動の場や機会を提供します。



新春子どもフェスティバル

2 青少年健全育成の推進

多くの市民が青少年の非行防止と健全育成に関心を持ち、理解と協力を得るために、効果的な情報提供、啓発に取り組むとともに、関係団体との連携により、補導、相談、環境浄化活動などを継続して実施し、総合的な健全育成活動に取り組めます。

また、インターネットに関するトラブルや生活習慣の乱れが子どもたちに増加していることから、情報モラルの向上を含め、インターネット利用に係る非行及び犯罪被害防止対策に子どもの発達段階に応じて取り組めます。



万引き防止キャンペーン

成果指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値	
			(平成31年度)	(平成35年度)
子ども会加入率	子ども会会員となっている児童の割合	59.1 %	69.0 %	73.0 %
少年人口千人当たりの補導人数	5～19歳の少年人口千人当たりの少年育成センター・少年育成委員・高松地域生徒指導推進協議会等による補導活動で補導された人数	21.0 人	18.7 人	17.1 人



2-2-⑤

家庭・地域の教育力の向上

目的

学校・家庭・地域が連携し、地域ぐるみで子どもの健やかな成長を促す教育力を向上させます。

現状

家庭教育は、子どもの健全な育成、人格の形成にとって大変重要な役割を持っています。しかしながら、少子化や核家族化、都市化、地縁関係の希薄化など、家庭を取り巻く社会環境の変化とともに家庭における教育力の低下が指摘されています。

このため、本市では、全小学校、市立幼稚園における子育て力向上応援講座の開催や市PTA連絡協議会との共催による家庭教育講演会の開催、市民グループに対する家庭教育学級の開設支援のほか、平成25・26年度には、「子どもを中心においた地域づくり」をテーマに、2地域でのワークショップを開催するなど、家庭・地域の教育力の向上に取り組んでいます。

また、子どもたちの基本的な生活習慣の乱れが、学習意欲などの低下の要因の一つとして指摘されていることから、早寝早起き朝ごはん運動を推進しています。



子育て力向上応援講座

課題

- 地域における人間関係の希薄化やコミュニケーションの減少が進む中、学校・家庭・地域が連携し、地域ぐるみで子どもを守り育てることが必要です。
- 核家族化が進行する中、保護者に対して、子育てや家庭教育を学習する機会の拡充に取り組む必要があります。
- 生活習慣が多様化する中、規則正しい生活習慣づくりの啓発に取り組む必要があります。

取組方針

1 学校・家庭・地域の連携強化

学校・家庭・地域が一体となって、子どもを育てる活動を展開します。

子ども、教職員、保護者、地域住民が協力して、挨拶や声の掛け合い、また、共に活動することを通して、「礼儀」、「思いやり」、「将来の夢」等、豊かな心を育み、学校・家庭・地域の活性化を目指します。

2 家庭及び地域の教育力向上の推進

地域ぐるみで子どもたちの健やかな成長を促すため、地域の中で、より多くの大人と子どもの交流が図れる事業を実施するほか、家庭教育学級などの実施により、家庭・地域の教育力向上に取り組みます。

また、多くの保護者が集まる子育て力向上応援講座などにおいて、子どもたちの規則正しい生活習慣づくりの啓発に取り組みます。



家庭・地域の教育力向上（宿題ハウス）

成果指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値	
			(平成31年度)	(平成35年度)
地域交流事業を実施している割合	子どもを中心にした地域交流事業を実施している地域の割合	—	90.9 %	100.0 %
朝ごはん摂取率	全国学力学習状況調査において、朝ごはんを毎日摂取している小学校6年生の割合	87.1 %	89.0 %	91.0 %



2-2-⑥ 大学等高等教育の充実

目的

本市の将来を担う人材が集まる教育機関として、大学等の機能を強化し、魅力を向上させます。

現状

平成22年度国勢調査によると、本市の18歳から22歳までの年齢別人口割合は、全国平均より少ない状況にあります。本市の26年における年齢別人口移動状況をみると、18歳から関東・関西など大都市圏へ人口流出が見られており、香川県内の高校生においては、約8割が県外へ進学しています。

このような状況の下、地方大学や地方公共団体、地元企業などが連携し、大学等の機能強化や魅力の向上を図るなど、地方への新しい人の流れをつくる様々な取組が期待されています。

本市においては、香川大学、香川高等専門学校、高松大学・高松短期大学、四国学院大学、徳島文理大学と包括協定を締結し、この協定に基づき共同研究を行うなど、大学等との連携事

業を推進しています。

また、香川大学とは、平成25年度から、文部科学省の補助事業である地（知）の拠点整備事業として、地域を活性化する瀬戸内地域活性化プロジェクトを実施しています。



市長と学長・校長との懇談会

課題

● 県内の大学、高等専門学校、専修学校などへ進学する学生を増やすため、大学等高等教育機関の魅力を充実させる取組が必要です。

● 大学等の学生を呼び込むため、産業の育成や文化芸術の振興、また、暮らしやすさを実感できる高松の魅力の発信が必要です。

取組方針

1 大学等の魅力向上への取組

本市の行政課題へ迅速かつ的確に対応するため、地域の人的・知的資源である大学等と多分野・多面的な連携を推進することにより、個性豊かな地域社会の形成と地域の課題解決を図り、地域の更なる発展を目指します。

また、香川大学が本市を始め、県内8自治体と連携して、地域課題の解決を図るために取り組む「瀬戸内地域の活性化と地（知）の拠点整備事業」を支援することにより、学生の視点をいかしながら、本市における地域活性化策の検討と地域での実践活動を行い、活力のある地域再生を図ります。



高松市について学ぶ学生



学生による盆栽ワークショップ

成果指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値	
			(平成31年度)	(平成35年度)
包括協定を結んでいる大学等の学生・生徒の充足率	包括協定を結んでいる大学等の定員に対する学生・生徒数の割合	91.0 % (H27.5現在)	92.0 %	93.0 %
包括協定を結んでいる大学等入学生の市内出身者割合	包括協定を結んでいる大学等における入学生に占める市内出身者割合	23.7 % (H27.5現在)	24.0 %	25.0 %



2-3-① 生涯学習の推進

目 的

市民の生涯学習への意欲を高めるとともに、気軽に学習できる環境をつくります。

現 状

市民一人一人が個性と能力を伸ばし、豊かな充実した人生を送れるよう、その生涯にわたって、多様な学習機会に恵まれ、その得た知識や技能など、学習成果をいかせる社会の実現が求められています。

本市では、高松市生涯学習基本計画に基づく取組により、生涯学習を通して人が集い、つながり、支え合うことのできる、活力ある人づくり・まちづくりを推進しており、その拠点施設である生涯学習センターでは、幅広い市民に生涯学習の機会を提供しています。

また、コミュニティセンターにおいても、コミュニティセンター講座、高齢者教室、女性教室等を開催し、教養の向上、健康の増進、生活文化の振興など、地域における生涯学習の推進

に取り組んでいます。

また、図書館では、所蔵する約130万冊・点の資料（書籍等）を、市民の閲覧・貸出の利用に供して、市民の読書意欲・学習ニーズに応えています。



生涯学習センター「まなびCAN」

課 題

● 生涯学習センター及びコミュニティセンターにおいて開催する講座等について、更に幅広い市民が関心を持てるよう、より一層、参加、利用しやすい事業展開を図る必要があります。

● 図書館サービスの向上のため、図書館の整備等、機能の充実が必要です。

取 組 方 針

1 学習機会の充実

生涯学習センターやコミュニティセンターで開催する講座を充実させ、市民の学習ニーズに応えるとともに、学習成果発表の場や交流の場の提供に取り組めます。



「実践!!自分のできる足うらって体操」

2 学習施設・機能の充実

図書館資料を収集・保存し、市民の利用に供するとともに、子どもの読書推進につながるイベント・講座等各種行事を開催します。

また、夢みらい図書館の整備のほか、資料の保存機能を充実させるため、施設の有効利用に取り組めます。



おはなし会の開催（中央図書館）

成 果 指 標

指標名	指標の説明	現況値	目標値	
			(平成31年度)	(平成35年度)
まなびCAN及びコミュニティセンターの講座の参加者数等	まなびCANの来館者数及びコミュニティセンター講座（女性教室、家庭教育学級を除く）の延参加者数	609,561 人	625,000 人	637,000 人
市民1人当たりの図書館図書貸出冊数	本市の人口1人当たりの図書館図書の年間貸出冊数	6.4 冊	8.0 冊	8.2 冊



2-4-① 人権尊重意識の普及・高揚

目的

市民の人権問題に対する正しい理解と認識を深め、市民の人権を尊重する意識の普及・高揚を図ります。

現状

21世紀は人権の世紀と言われ、国際的にも人権尊重に向けての取組や人権擁護への取組が進んでいます。

本市では、平成5年に人権尊重都市宣言を行い、7年には高松市人権擁護に関する条例を制定するほか、28年には、人権教育・啓発に関する基本指針（16年策定）を見直し、学校教育全体を通じた人権教育のほか、各種研修会や講演会等、様々な機会を通じ、人権に関する教育や啓発事業を行うなど、人権尊重の都市づくりを進めています。

しかしながら、同和問題を始めとする様々な人権問題が、今なお解決に至っていないほか、国際化、情報化の進展など、社会経済情勢の急激な変化により、新たな人権課題も生じており、人権問題への理解と認識を深めるための教育及

び啓発を不断の取組として重視しています。

また、26年度からは、住民交流等の拠点施設である文化センター・児童館の修繕・改修等に着手しており、今後、計画的に事業を実施する予定です。



人権・同和問題指導者研修講座

課題

- 人権に関する各種啓発事業や相談事業、講座等について、幅広い世代が関心を持ち、参加、利用しやすい事業展開を図る必要があります。
- 社会経済情勢の急激な変化で生じた新たな人権課題について取り組む必要があります。
- 老朽化した文化センター・児童館を計画的に改修する必要があります。
- 児童館の利用者が減少していることから、各種イベントの内容等を工夫し、より多くの子ども、保護者等へ利用を働き掛ける必要があります。

取組方針

1 人権啓発の推進

市民一人一人が、人権尊重の意識を身につけ、人権問題について正しい理解と認識を深めることができるよう、各種啓発活動に取り組みます。

また、国際化、情報化の進展など、社会経済情勢の急激な変化により生じた新たな人権課題にも対応するため、効果的な啓発に取り組みます。



ハンセン病を正しく理解するパネル・作品展

2 人権啓発活動拠点の機能充実

地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の開かれた拠点を目指し、文化センター・児童館の計画的な修繕・改修に取り組むとともに、相談事業や人権問題の解決のための各種事業の充実のほか、児童館における健全な遊び等を通して、児童の健全育成に取り組みます。



改修された文化センター

3 人権教育の推進

各種講座やイベント等を通じて、学校はもとより、地域、家庭、企業等、様々な場における人権教育に取り組みます。



みんなで人権を考える会

成果指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値	
			(平成31年度)	(平成35年度)
人権啓発事業等参加者数	人権教育市民講座参加者、 みんなで人権を考える会、 人権啓発推進員による啓 発事業及び人権啓発講演 会への参加者数	11,895 人	13,400 人	14,000 人



2-4-②

平和意識の普及・高揚

目 的

戦争の悲惨さと平和の尊さを伝え、平和を願う市民の心を継承していきます。

現 状

世界の恒久平和は人類共通の願いです。しかしながら、世界では紛争によるテロや難民問題、貧困、環境問題など、平和を脅かす問題が後を絶ちません。

第二次世界大戦中、高松空襲の戦禍に見舞われた本市は、昭和59年の非核平和都市宣言を始め、平和記念室の開設や、高松空襲写真展、高松市戦争遺品展などを定期的に開催するなど、広く市民に平和の尊さ、大切さを普及啓発してきました。

また、次代を担う子どもたちに平和を願う心を継承するため、子どもたちへの平和学習の充実に努めているほか、平成24年3月に閉館した平和記念室に代わる、新たな平和意識の普及啓発の拠点施設として、平和記念館の整備にも取り組んでいます。

一方で、戦争体験者やその家族が高齢化し、戦争を知らない世代が大多数を占めるようになっていく中、戦争の体験や記憶についての風化が一段と進んでいます。

課 題

● 戦争の体験や記憶の風化を防ぎ、次世代に戦争の悲惨さと平和の尊さを伝える必要があります。

● 平和意識の普及啓発の拠点となる平和記念館を中心に、幅広い世代に対し、効果的な平和学習プログラムを提供し、更なる市民の平和意識の普及啓発を推進する必要があります。

取組方針

1 平和意識の普及啓発

平和意識の普及啓発イベントの継続的な実施や広報誌の発行等により、引き続き、広く平和意識の高揚に取り組みます。

また、戦争を風化させず、戦争を知らない世代に戦争の悲惨さと平和の尊さを伝えるため、関係団体とも連携し、遺品・資料等の保存収集や戦争体験の継承に取り組みます。



高松市戦争遺品展

2 平和学習の推進

平和記念館を中心に、幅広い世代の市民に効果的な平和学習が提供できるよう、プログラムの構築に取り組みます。

特に、次代を担う子どもたちが平和について自ら考えることができるよう、学校とも連携し、平和学習の充実に取り組みます。



平和記念館整備イメージ

成果指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値	
			(平成31年度)	(平成35年度)
平和意識の啓発に関するイベントなどの参加者数	市が主催する平和意識の啓発に関するイベントなどの参加者数	7,823 人	8,000 人	8,250 人